

# 仙台市立加茂中学校 いじめ防止基本方針

平成26年12月策定  
(最終改定 令和3年11月)

## はじめに

仙台市立加茂中学校（以下「本校」という。）におけるいじめの防止等（いじめの防止，いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を，いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条及び仙台市いじめの防止等に関する条例（平成31年仙台市条例第28号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき，「仙台市立加茂中学校いじめ防止基本方針」（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）としてまとめ，ここに策定する。

本校は，保護者や地域住民等との連携の下，子供の尊厳を脅かすいじめが，いつでも，どこでも，いずれの子供にも起こり得るものであるとの共通の理解をもって真摯に向き合い，いじめの防止等の取り組みを，変化する時代を背景に不断の見直しを行いながら，着実に推進していく。

## I 基本的な考え方

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

法第3条に規定されている基本理念は次のとおりである。

- いじめの防止等のための対策は，いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み，児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は，全ての児童等がいじめを行わず，及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため，いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は，いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，国，地方公共団体，学校，地域住民，家庭その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

条例第3条では，法第3条に規定する基本理念のほか，次に掲げるものを基本理念として行わなければならないとしている。

- いじめの防止等のための対策は，学校が，全ての児童生徒にとって安心でき，かつ，自己有用感及び自己肯定感を高める楽しい学びの場であるべきことを旨として，行われなければならない。

- いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを受ける側にも行う側にもなり得るとの認識の下、いじめを早期に発見し、及び適切かつ迅速に対処すべきことを旨として、行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、暴力や暴言が児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼすことを考慮し、児童生徒が健やかに育つことのできる環境の実現を目指して、行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめの要因を把握し、いじめの再発を防止することを旨として、行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、地域における交流が児童生徒の自己有用感及び自己肯定感を高めることに資することに鑑み、地域における活動及び行事がいじめの防止等に資するとの認識に立って、取り組まれるものとする。

本校は、この基本理念の下、かけがえのない子どもたちがいじめによって悩み、苦しむことなく、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に、強い決意で取り組んでいく。

## 2 市立学校及び市立学校の教職員の責務

仙台市では、条例第7条により、市立学校及び市立学校の教職員の責務が次のとおり定めている。本校は、その責務を十分認識の上、いじめをなくすための対策に総力を挙げて取り組むものとする。

市立学校及び市立学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該市立学校に在籍する児童生徒の保護者及び地域住民並びに関係機関との連携を図りつつ、当該市立学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該市立学校に在籍する児童生徒がいじめを行い、又は受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 3 いじめの定義等

### (1) いじめの定義

いじめの定義は、条例第2条第1号により、法第2条第1項と同様に次のとおり定めている。本校はこの定義に基づき適切に対処していくものとする。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた生徒の立場に立つことが重要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、行為が起こったときのいじめを受けた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認しながらも、被害生徒本人がそれを否定する場合や本人が気づかない場合等が多々あることを踏まえ、被害生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなど、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめを受けた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を条例第14条及び法第22条の学校いじめ防止等対策委員会へ情報共有することは必要となる。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、条例第14条及び法第22条の「学校いじめ防止等対策委員会」を活用して行う。

#### [具体的ないじめの態様の例]

- 冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷等の嫌なことをされる など

「いじめ」の中には，犯罪行為に当たるものや，生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じる恐れから，直ちに警察に通報することが必要なものもある。

このような場合には，教育的な配慮や被害者の意向にも配慮の上で，警察と連携した対応を図ることが重要である。

## (2) いじめの理解

いじめは，どの子供にも，どの学校でも，起こり得るものである。とりわけ，嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は，多くの生徒が入れ替わりながら被害者にも加害者にもなり得る。また，「暴力を伴わないいじめ」であっても，何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで，「暴力を伴ういじめ」とともに，生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであることを理解して対応に当たる。

また，「友人関係」における双方の力関係のバランスが崩れると，「遊び・ふざけ」が「いじめ」へと変わることにも注意する必要がある。

さらには，いじめの加害・被害という二者関係だけでなく，社会全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが大切である。具体的には，学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば仲間意識に起因する排他性，集団内での人間関係の序列化など）を理解して対応するとともに，「観衆」としていじめをはやし立てたり面白がったりする存在や，いじめを見て見ぬふりをし周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。

国基本方針で示されている発達障害を含む障害のある生徒，海外から帰国した生徒や外国人の生徒，国際結婚の保護者を持つなど外国につながる生徒，性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒，各種災害において被災した生徒，原子力発電所事故により避難している生徒を含め，本校は，特に配慮が必要な生徒について，当該生徒の特性を十分理解した上で，当該生徒の保護者とともに，必要に応じて関係機関と連携を図りながら，日常的に適切な支援を組織的に行うことが，いじめ防止の観点からも求められることについても，十分留意していく。

## 4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

本校においては，「いじめはしない・させない・許さない」の考え方を基本に，「いじめは早期発見・適切かつ迅速な対処が重要」との姿勢の下，「地域とともに歩む学校」づくりを進め，いじめの問題と真摯に向き合い，家庭や地域，関係機関等とも連携を図りながら，いじめの防止等の取り組みを確実に推進していく。

### (1) いじめの防止 ～「いじめはしない・させない・許さない」

いじめの問題をより根本的に克服していくためには、「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものである」との認識を持って、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止に取り組むことが何よりも重要である。特に生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある人間としての成長を促しながら、いじめを生まない土壌を作っていくためには、教職員をはじめ関係者による一体となった継続的な取り組みが必要である。

いじめ問題の解決のためには、加害・被害の関係改善だけにとどまらず、周囲の「観衆」や「傍観者」の立場をとる生徒への働き掛けと意識付けが何よりも重要であり、生徒自身が「いじめをしない」という強い気持ちを持ち、また、一人一人がその所属する集団の中で、「いじめをさせない、許さない」といった態度・姿勢を示していくことで、いじめの多くは抑止できるものと考えられる。

なお、条例では、児童生徒のいじめの禁止及び児童生徒の心構えについて、次のとおり定めている。

(いじめの禁止及び児童生徒の心構え)

第4条 児童生徒は、いじめを行ってはならない。

2 児童生徒は、自己を大切にするとともに、他者を思いやるよう努めるものとする。

このため、学校の教育活動全体を通じ、法や条例により児童生徒はいじめを行ってはならないと定められていることについて周知を図りつつ、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度・社会性など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことが必要である。特に、東日本大震災による被災地である仙台市においては、復興の未来を担う生徒が、命の尊さを学び、自らの存在価値を認め、自己を大切にするとともに、他者を思いやり、協力する心を育成することなどが強く求められるところである。

さらに、いじめの背景には様々な要因が考えられるが、中でもストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感、充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、いじめの問題への取り組みの重要性について保護者や地域全体に認識を広め、家庭や地域においても、いじめを見逃さず、これを許さないとの姿勢を持って、学校と一体となった取り組みを推進することが必要である。

いじめの防止においては、以上を踏まえ「いじめはしない・させない・許さない」の考え方を基本として進めていく。

## (2) いじめの早期発見 ～「いじめは早期発見・適切かつ迅速な対処が重要」

「いじめは早期発見，適切かつ迅速な対処が重要」との姿勢の下，教職員は，生徒の保護者をはじめ，当該生徒と関わる大人と連携し，児童生徒のささいな変化にも気付き対応していくことが大切である。このため，いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりするなど，大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し，ささいな兆候であっても，いじめではないかとの疑いを持って，生徒が発する不安や変化を見逃さず，早い段階からの確に関わりを持ち，積極的にいじめを認知することが必要である。

また，いじめの早期発見のためには，生徒や保護者が教職員に信頼し安心して相談できるよう，教職員と児童生徒及び保護者との間の常日頃からの信頼関係の醸成が重要である。本校は，定期的なアンケート調査や教育相談の実施，相談窓口の周知等により，生徒や保護者がいじめについて相談しやすい体制を整えるとともに，地域，家庭と連携して生徒を見守ることも必要である。

### (3) いじめへの適切かつ迅速な対処

いじめがあることが確認された場合，本校は，いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を最優先に確保し，当該生徒を守り通すとの姿勢の下に事実の詳細を確認した上で，いじめたとされる生徒や周囲の生徒に事情を確認し適切に指導を進めるなどの対応を，いじめを受けた側と行った側の双方の生徒やその保護者との間で共通理解の下に行われるよう配慮しながら，適切かつ迅速に組織で行うことが必要である。また，家庭や市教育委員会への連絡・相談や，事案に応じ関係機関との連携が必要である。

そのため，教職員は普段より，いじめを把握した場合の対処の在り方について，市教育委員会作成の教員向けの手引書や校内研修などを通じて，理解を深めておくことが必要であり，更には，学校における組織的な対応を可能とするような体制を事前に整備しておくことが大切である。

### (4) 家庭や地域との連携 ～「地域とともに歩む学校」づくりの推進

社会全体で生徒を見守り，健やかな成長を促すためには，学校関係者と地域，家庭との連携が必要である。特に，保護者が子供の教育について第一義的責任を負い，規範意識等を養うための指導等をより適切に行うためには，地域を含めた家庭との連携の強化が重要であり，PTAや地域の関係団体等と学校が，いじめの問題も含めた生徒の現状について共通理解に立ち，連携し協働で取り組むことが必要である。

仙台市においては，現在，生徒のよりよい学びのために，学校が積極的に家庭・地域と連携して豊かな教育環境の創出を目指す「地域とともに歩む学校」づくりを教育活動の基盤に据えて進めているところであり，本校としても，この理念の下，学校支援地域本部など，学校が家庭・地域と一体となって地域ぐるみで生徒を育てる体制づくりを進めていく中で，いじ

めの防止等についても、対応を図っていくことが極めて重要である。

また、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、生徒が日頃から、異なる年齢を含めた他の生徒や大人と関わりを持つ機会として、地域における活動や行事も重要である。

## (5) 関係機関や他の学校との連携

本校として、いじめに関係した生徒に対して、必要な教育上の措置を講じているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、警察や法務局、相談関係専門機関や医療機関、生徒の指導上の問題の解決のための学校関係機関等との適切な連携が有効であり、日頃から、本校と関係機関の担当者間での情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

また、本校の生徒が利用する児童センターでは、学校と人間関係が連続しており、いじめが発生した場合には双方で適切に対応して早期解決を図る必要があることから、適宜必要な情報共有が図られるよう、本校と児童センターとの間で、情報共有体制を構築しておくことも重要である。

このほか、生徒の入学、卒業、転出入に際しても、これまで在籍した学校（市立学校以外の学校や幼稚園・保育所を含む。）と、入学・転入先の学校間において、必要な情報が円滑に引き継がれるよう特に留意することが求められる。

## Ⅱ いじめの防止等のための対策の内容

### 1 いじめの防止等の対策のための組織の設置

#### (1) 仙台市立加茂中学校いじめ防止等対策委員会

本校においては、法第22条及び条例第14条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「仙台市立加茂中学校いじめ防止等対策委員会」（以下「本校いじめ対策委員会」という。）を設置する。

本校いじめ対策委員会は、基本的に、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、いじめ対策担当教諭、生徒指導担当教諭、教育相談担当教諭、不登校支援コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等の構成により、内容・案件により、他の必要な教職員やスクールソーシャルワーカーなどの外部の専門家も参画させるなど、校長が実情に応じて定めるものとする。

本校いじめ対策委員会は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの適切かつ迅速な対処等、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担うものである。その所掌事務は次の通りとする。

- |                                     |
|-------------------------------------|
| ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの具体的な年間推進計画の策定 |
| イ 本校のいじめの防止等のための対策の企画、実施又は承認        |

- ウ いじめの相談・通報窓口
- エ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などの情報の収集、記録、共有
- オ いじめの事案が発生した場合の対処（事実関係の調査、対応や指導等の方針決定等）
- カ 本校のいじめの防止等のための対策の取り組み結果の点検・評価（学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかどうかや、学校で定めたいじめの防止等のための取り組みが計画どおりに進んでいるかどうかのチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取り組みに係るPDCAサイクルによる検証）
- キ その他いじめの防止等に関する重要事項

## （２）仙台市立加茂中学校いじめ調査委員会

法第28条第1項に定めるいじめの重大事態が発生し、市教育委員会より、学校が主体となった調査を行うように指示があった場合には、校長は、「本校いじめ対策委員会」を母体にし、学校評議員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、「仙台市立加茂中学校いじめ調査委員会」を設置して調査を行う。

具体的には、あらかじめ校長が「加茂中学校いじめ調査委員会設置要項」を定め、対象事案が発生した場合には、委員を任命し、迅速に対応する。

## 2 いじめの防止等に関する取り組み

いじめの防止等に向けた取り組みを適切かつ有効に機能させるためには、校長がリーダーシップを発揮し、主体的かつ組織的に学校が一丸となって取り組むことが求められる。

また、いじめの防止等に向けた取り組みを有効に機能させる上で、学校における円滑な情報共有は極めて重要であり、そのための学校の雰囲気づくりを校長自らが率先して取り組んでいく。

本校は、特に下記に掲げる事項に留意し、具体的取り組みの例に掲げるような計画・取り組みなどを踏まえつつ、併せて国基本方針に添付された「学校における『いじめ防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」等も参考にしながら、創意工夫の上、市教育委員会等と連携して、いじめの防止や早期発見、事案対処等に当たる。

### （１）いじめの防止

条例では、市立学校におけるいじめの防止及びいじめの防止等のための教職員の資質向上について、次のとおり定めている。

（市立学校におけるいじめの防止）  
第12条 教育委員会及び市立学校は、児童生徒の豊かな情操と道徳

心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 2 市立学校は、当該市立学校におけるいじめを防止するため、当該市立学校に在籍する児童生徒及びその保護者に対するいじめの防止等に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市立学校は、当該市立学校に在籍する特に配慮が必要な児童生徒について、当該児童生徒の保護者との連携の下、必要に応じて関係機関と連携を図りつつ、いじめの防止等のための対策を講ずるものとする。
- 4 市立学校の教職員は、当該市立学校の教育活動その他の活動を通じて、当該市立学校に在籍する児童生徒の自己有用感及び自己肯定感を高めるよう配慮するものとする。
- 5 市立学校の教職員は、当該市立学校に在籍する児童生徒に対し、体罰を加え、及び不適切な指導（児童生徒の人間性又は人格の尊厳を損ね、又は否定する言動を伴う指導をいう。）を行ってはならない。

（いじめの防止等のための教職員の資質の向上等）

- 第13条 市立学校は、当該市立学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を講ずるものとする。

本校においては、いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取り組みとして、道徳教育の充実はもとより、学級活動、生徒会活動等の特別活動等において、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等の生徒の主体的な取り組みを推進する。

未然防止の基本は、生徒が他者への思いやりや、心の通じ合うコミュニケーション能力を育みながら、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っていくことである。そのため、道徳教育、防災教育、自分づくり教育など、学校教育活動を通して、生徒のいじめを生まない人間関係や集団づくりを指導し、推進する。

併せて、生徒の自己有用感や自己肯定感、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることが重要であり、教育活動において特に留意する必要がある。

このほか、生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには生徒の

協力が必要となる場合がある。このため、本校は生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策委員会への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めていく。

また、教職員全員は共通理解の下、いじめを見逃したり助長したりすることのないよう、その指導の在り方に注意を払うなど、いじめ問題への対応力の向上を図りながら、生徒が元気で明るく学校生活を送ることができる学校づくりを推進していくことが必要である。加えて、特に配慮が必要な児童生徒については、当該生徒の保護者との連携の下、当該生徒の特性を十分理解した上で日常的に適切な支援を組織的に行うことが、いじめの防止等のための対策を講じる上でも欠かすことのできない大切な取り組みである。そのためには、いじめ問題への対応力や、特に配慮が必要な生徒への正しい理解と専門性の向上に向け、教職員自身の更なる資質能力と、学校組織全体の対応力の底上げを図っていく。

なお、学校の教職員は、学校教育法第11条により「体罰」は禁止されている。子供たちに対する大人の行為が、生徒に問題解決のためには暴力や暴言も許されるという間違ったメッセージを伝え、いじめを誘発する恐れもあることから、条例第12条第5項により、体罰を加え、不適切な指導（児童生徒の人間性若しくは人格の尊厳を損ね、又は否定する言動の伴う指導をいう。）を行ってはならないことに特に留意しなければならない。（体罰・不適切な指導の防止に関する詳細は、市教育委員会作成の「体罰・不適切な指導防止ハンドブック」を参照する。）

（具体的な取り組み）

本校では、いじめの防止にあたって以下の取り組みを行う。

1 職員研修等の充実を図る取り組み。

- (1) 職員研修の充実により職員の指導力を向上させるとともに、人権教育資料「みとめあう心」などを活用し、道徳教育の推進を通じた、多様な価値観の尊重に向けた教育活動の充実を図る。
- (2) 特別支援コーディネーターによる講話や資料提供により、特に配慮を要する生徒への正しい理解の促進と専門性の向上に向けた研修の充実を図る。
- (3) 「子どもたちをいじめから守るためのいじめ対策ハンドブック」の電子データをサーバーに保存し、教職員誰もがいつでも閲覧できるようにしておく。
- (4) スクールカウンセラーと担任との情報交換、情報共有を図り、生徒の心理状況の理解と生徒の思いに寄り添った対応が図れるようにする。
- (5) 「体罰・不適切な指導防止ハンドブック ～一人一人を大切にしたい指導を目指して～」を熟読することで、体罰や不適切指導の禁止に係る周知徹底を図る。

- (6) 管理職やいじめ担当教諭が受講したいじめに関する研修については、全職員に伝講し、共有を図る。
- 2 クラスや学年の実態を踏まえ、生徒の自己有用感や自己肯定感、充実感等を醸成するための取り組み。
- (1) 学級だより等では、1年間で生徒の作文や活動の様子を写した写真についてむら無くクラス全員分を掲載するよう配慮する。
  - (2) 帰りの会等で、日直がその日に一番頑張った人などを発表することで生徒の自己有用感、自己存在感の向上を図る。
- 3 生徒のいじめ防止意識を高揚させる取り組み。
- (1) 学級活動でいじめ防止に向けた話し合いを行い、生徒総会において各クラスの取り組み案を発表し合い行動宣言を考え、生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論を重ねることでいじめ防止について、生徒の主体的な取り組みを推進する。
  - (2) 生徒が議論を重ねたいじめに対する取り組みや意見を柔軟に取り入れ、いじめ防止基本方針に反映する。
  - (3) 生徒にインターネット上のいじめが重大な人権侵害になることを理解させるために、ネット利用安全教室等を積極的に開催する。
  - (4) 放課後学習支援「加茂寺子屋」等を通じて生徒が、地域の方々と積極的にふれあうようにする。
- 4 小学校や関係機関との連携に関する取り組み
- (1) 特別な支援を要する生徒については、学校間での引き継ぎをしっかりと行い、情報を共有する機会を設ける。
  - (2) 就学支援委員会等を有効活用し、医療機関や支援機関等との円滑な連携を推進する。
  - (3) 小学校中学校が連携し、生徒を小学校に出向かせて職場体験発表会を、小学生を中学校に招き授業参観を実施することで、小学校から中学校へのスムーズな移行を図る。
  - (4) 小学校の陸上記録会に向けた練習会に本校陸上部の生徒を派遣し、小学生と中学生が会話する中から中学校の雰囲気等を感じ取らせる。
  - (5) 11月実施の「いじめ防止きずなキャンペーン」では、小中合同会議を開催し、学区内小中学校で考えたいじめ防止に関するスローガンを持ち寄り、加茂中学校区内のスローガンを考えさせる。
- 5 保護者や地域の方々への周知に関する取り組み
- (1) 学校ホームページ上に、加茂中学校いじめ防止基本方針を掲載し、いつでも閲覧できるようにする。
  - (2) 必要に応じ、学校・生徒のいじめへの取り組みについて、学校だよりやホームページのブログ等にて知らせる。

- (3) 生徒の地域活動等への積極的な参加を促し、地域と生徒との顔の見える関係づくりを推進していく。その中で「自分が地域の中で役立っている・必要とされている」といった経験をすることで、自己有用感や自己肯定感等の自尊感情を醸成していく。
- (4) 地域の方々に総合学習「地域に学ぶ」や放課後学習支援「加茂寺子屋」等の機会に学校においていただき生徒の様子を絶えず見ていただく。
- (5) 年間8回程度、保護者や地域の方が自由に授業を参観できる「Welcome Day」を設定し、来校機会を多くし、生徒の様子を見ていただく。「Welcome Day」の開催については、ホームページや学校だよりを通じて行う。

## (2) いじめの早期発見

条例では、市立学校におけるいじめの早期発見について、次のとおり定めている。

第19条 市立学校は、当該市立学校におけるいじめを早期に発見し、適切かつ迅速に対処するため、当該市立学校に在籍する児童生徒に対するいじめに関する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市立学校は、当該市立学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該市立学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するものとする。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、トラブルと安易に判断せず、いじめではないかとの視点を持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化やSOSを見逃さないようアンテナの感度を高く保つ必要がある。併せて、本校においては、市教育委員会による一斉「いじめ実態把握調査」の他、学校独自のアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめの相談がしやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むものとする。

アンケート調査や個人面談において、生徒が自らSOSを発信すること、及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとって多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、本校は、生徒からの相談に対しては、教職員等が迅速に対応することを徹底する。

(具体的な取り組み)

本校では、いじめの早期発見のために以下の取り組みを行う。

- 1 いじめの早期発見に向けて、生徒との関わりにおいて以下の取組を行う。
  - (1) 教職員用のいじめ発見のための注意・チェック事項等を作成し、生徒のいじめのサインを学校全体として見逃さないように努める。
  - (2) 年2回実施するQUの調査結果を踏まえ、生徒がどんな思いでクラス内にいるかを把握しておく。把握は担任にとどまらずに特に学校生活不満足群（とりわけ要支援群）の生徒については、学年会や主任会等で情報を共有し、職員間の共通理解を図る。
  - (3) 毎日、生徒に「やりとり帳」に記入させ、それを担任が確認することでいじめの情報収集に努める。
  - (4) 年4回いじめに関するアンケート調査を行い情報収集をし、いじめの早期発見に努める。
    - ① アンケートで、いじめの情報がもたらされた場合は、2の手順で速やかに対応を図る。
    - ② 必要に応じて、スクールカウンセラーとアンケート結果を共有し、対応への助言を受ける。
  - (5) 年2回、教育相談を実施し、学習相談に偏ることなく、いじめを含む学校生活上の不安や課題を把握するための相談であることを生徒及び保護者に周知する。
  - (6) 教員は絶えずチャンス相談の機会を損なわないよう、清掃の時間や給食の時間などを含めて生徒と会話を交わす機会を増やす工夫をする。
  - (7) 教員が知り得たいじめに関する情報は、個人で対応するのではなく本校いじめ対策委員会がチームとして対応するということをしっかりと周知する。

生徒が、教員や保護者にいじめを受けていることを話すには多大な勇気を持たないとできないということを念頭に置き、生徒に寄り添う姿勢で対応にあたる。

- 2 いじめが疑われる情報を把握した際の情報共有の手順
  - (1) 第1報メモを活用し、いじめ担当教諭を中心に、迅速に学年内で情報を共有するとともに、本校いじめ対策委員会を開催し、対応にあたる人選・具体的な対応等を協議し、全校での情報共有を図った上で、早急に対応にあたる。
- 3 保護者への相談窓口の周知  
学年保護者会や新入生保護者説明会、PTA総会などの機会を捉えて、市や市教育委員会、関係機関が開設するいじめの相談窓口

ついて話をし、学校以外にも相談するところがあるということを積極的に周知する。

### (3) いじめへの適切かつ迅速な対処

条例では、いじめが疑われる場合の学校への情報提供や、市立学校におけるいじめへの適切かつ迅速な対処について、次のとおり定めている。

(いじめに対する措置)

- 第20条 児童生徒若しくはその保護者からいじめに係る相談を受けた者又はいじめを行い、若しくは受けていると思われる児童生徒を把握した者は、速やかに、当該児童生徒が在籍する学校に直接又は教育委員会を經由して情報を提供するよう努めるものとする。
- 2 市立学校は、前項の規定による情報の提供があったときその他当該市立学校に在籍する児童生徒がいじめを行い、又は受けていると思われるときは、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。
  - 3 市立学校は、当該市立学校においていじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該市立学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を組織的かつ継続的に行うものとする。
  - 4 市立学校は、第2項の措置又は前項の支援、指導若しくは助言に当たっては、当該いじめの事案に係る児童生徒及びその保護者との共通の理解の下に行われるよう配慮するものとする。
  - 5 教育委員会は、第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該市立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(いじめを行った児童生徒に対する指導等)

- 第21条 市立学校は、前条第3項の規定による指導を行うに当たっては、当該児童生徒がいじめを行った要因を把握するよう努めるものとする。
- 2 市立学校は、前項の要因を把握したときは、必要に応じて関係機関と連携し、当該児童生徒に対する支援その他

いじめの再発を防止するための措置を講ずるものとする。

#### (ア) 被害児童生徒への対応及び支援

- 被害生徒の心的な状況等を十分確認し、被害生徒や情報を提供した生徒を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去した上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聴き取る。
- 被害生徒にとって信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携しながら、被害生徒に寄り添える体制を構築し、状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得ながら支援する。
- 被害生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害生徒を別室において指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、被害生徒が落ち着いて学習できる環境を整備する。
- 被害生徒が、加害生徒との関係改善を望み、加害生徒の内省の深まりが確認できた場合には、被害生徒本人やその保護者の同意を得て、加害生徒本人やその保護者がその趣旨や意義を十分理解したことを確認した上で、謝罪・和解の場を設けるなどして関係修復を図る。なお、関係修復を急ぐあまり、謝罪・和解の場を設けることを優先することのないように留意する。
- 加害児童生徒への指導や、加害生徒から被害生徒への謝罪が終わった後も、引き続き再発防止に向けた組織的な取り組みが必要である。従って、その後の見守り体制や再発防止策について、本校いじめ対策委員会で具体的に検討し、実践する。また、折りに触れ保護者等に見守りの状況等を伝えるとともに、必要な支援を行う。

#### (イ) 加害生徒に対する措置

加害生徒に対しては、人格の成長を旨として、家庭環境や当該生徒の特性などに教育的な配慮を行いながら、以下のような措置を講じていくことが必要である。

- いじめを行ったとされる生徒から、複数の教職員で事実関係を聴き取り、いじめがあったことが確認された場合、いじめを受けた生徒の意向を確認したうえで、しっかりといじめを受けた生徒に謝罪の気持ちを持つよう内省を促す。また、学校は、教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめを止めさせ、再発防止の措置を講ずる。
- 迅速に関係保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して今後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。
- 加害生徒が、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分理解し、自らの行為の責任を自覚するよう指導する。

- 加害生徒への対応に当たっては、当該生徒が当該いじめを行うに至った要因を把握するよう努めるとともに、加害生徒自身がいじめや虐待を受けているといった要因を把握したときは、必要に応じて関係機関と連携し、当該生徒に対する支援その他いじめの再発を防止するために必要な対応を行うものとする。
- 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、児童生徒に対して、適切に懲戒（※）を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

※ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で、懲戒として認められると考えられるものの例（「体罰の禁止及び生徒理解に基づく指導の徹底について（文部科学省平成25年3月13日付通知）より）

「放課後等に教室に残留させる」「授業中、教室内に起立させる」「学習課題や清掃活動を課す」「学校当番を多く割り当てる」「立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる」「練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる」等

- なお、学校の教職員は、学校教育法第11条により「体罰」を禁止されている。子供たちに対する大人の行為が、児童生徒に問題解決のためには暴力や暴言も許されるという間違ったメッセージを伝え、いじめを誘発する恐れもあることから、条例第12条第5項により、体罰に加え、及び不適切な指導（児童生徒の人間性若しくは人格の尊厳を損ね、又は否定する言動の伴う指導をいう。）を行ってはならないことが規定されている。懲罰が必要と認める状況においても、決して体罰や不適切な指導によることなく、生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが必要であることに特に留意する。

（具体的な取り組み）

- 1 いじめが疑われる場合には速やかに以下の措置をとるものとする。なお、対応にあたり場合によっては、仙台市教育委員会教育相談課に第一報を入れ、事故を報告するとともに、学校としての対応について報告し、指示を仰ぐ。その後の対応についても、随時教育相談課に報告し指示を仰いで対応にあたる。
  - (1) いじめられていると疑われる生徒からの具体的な事実の確認。
  - (2) 事実の有無にかかわらず、保護者への情報提供。
  - (3) いじめられているとの話があった場合は次項の措置をとる。
  - (4) いじめられているとの話がなかった場合でも、話を聞いて終わりにせず、全職員で情報を共有し、一定期間見守りを続ける。

2 いじめを発見したら、以下の措置をとるものとする。

(1) 被害生徒からの具体的な事実や証拠等を確認する。

- ① 被害生徒から聞き取りを行う際は、「よく話してくれたね」などと声を掛け、相談したことを評価し、受容する姿勢を示す。
- ② 日時・場所・行為態様をできるだけ具体的に聴取する。必要に応じて、実演をまじえて確認することも念頭に置いて聴取する。
- ③ 目撃者・身体の傷やあざ・破損した衣服や学用品等がないか、いじめがネットによるものであれば、その画面の記録がないかなど証拠の有無も確認し必要に応じて記録する。
- ④ 保護者がいじめの被害にあっていることを知っているか確認した上で、情報を提供することの同意を得る。
- ⑤ 聞くことが可能であると判断した際は、他にいじめを受けている生徒はいないかを確認する。
- ⑥ 聞き取った内容については、随時本校いじめ対策委員会の席上で報告し、対応の方向性を確認しながら対応にあたる。

(2) 保護者に(1)で聞き取った情報を提供し共有する。

(3) 見通しを示しながら、被害生徒と保護者の希望・要望を確認する。(学校または自宅で生徒保護者同席の上で行う。)

- ① 証拠がなく、否定される場合もあることを説明する。
- ② 必要に応じて事実確認・指導等による加害者側の反応を予測し、確認する。
- ③ 無自覚ないじめがあることを説明する。
  - ・ 無視あるいは、あいさつや授業での会話はするがそれ以外の友達付き合いはしない。
  - ・ ついふざけ合いのつもりで発言するものは悪意がないために改まらない。
- ④ 学校として改善に向け全力を尽くすが、直ちに対応が変化するとは限らないこと、それでも根気強く解決に向けて取り組むことを伝える。
- ⑤ すべて被害生徒の希望通りになるとは限らないので、過大な期待を抱かせないよう注意を払う。
- ⑥ 学校が被害者の話を事実と認めたと期待させないよう注意し、この時点では、あくまでも主張として扱わざるを得ないということを理解していただく。

また、被害生徒と保護者の希望が合致しない場合は、

- ⑦ 被害生徒の希望を確認する。
- ⑧ 保護者が本人の希望を不当に変更させる可能性があるときには、スクールカウンセラーに個別面談してもらうことも視野に入れて対応にあたる。

- ⑨ 被害生徒と保護者の希望が合致するよう、丁寧に話し合いをすすめる。
- (4) 本校いじめ対策委員会で学校の対応方針を決定する。
- (5) 被害生徒およびその保護者に(4)で決定した対応方針を伝える。
- ① いつどのような対応をするか予め伝えることで、指導の見通しをもたせ、それに対する被害生徒の希望を受けとめ最終的な対応を決定する。
- (6) 個別・同時に複数の教員(適材)により、加害と思われる生徒から聞き取り(事実の確認)を行う。
- いじめの事実を認めたか、認めなかったかによって以下の対応を行う。
- 事実確認の際は、加害生徒であっても生徒に寄り添う。被害と加害の話が合致しない場合は、両論併記もありえる。
- (7) いじめの認定を行う。被害生徒と保護者に希望を確認した上で対応の方針を本校いじめ対策委員会で決定し、決まった対応方針を被害生徒と保護者に伝える。
- (8) 加害生徒が認めた場合は、保護者に連絡することを伝えた上で、指導を行う。
- ① 指導にあたって、加害生徒によっては、いじめと自覚していないこと(無自覚ないじめ)もあるので、加害者・被害者の区別を前面に出すのではなく、被害生徒が「行為により苦しんでいる」といったように、被害生徒の気持ちや心情を理解させる指導が必要であることを念頭に置いて指導する。
- (9) 加害生徒が認めない場合には、いじめがなかったと断定できない限りにおいて(いじめがあったと断定できないことも含む)指導を行う。その際は、いじめがあったことを前提に指導するのではなく、将来に向けた指導(被害生徒が「いじめに苦しんでいる」といったように、被害生徒の気持ちや心情を理解させる指導)を行う。
- (10) いじめ認定の判断と判断後の対応は以下の通りとする。
- ① いじめがあったか無かったかの判断をするのではなく、「あったと言えるか、言えないか」の判断をする。
- ② 認定後は、今後の方針を速やかに決定し、内容を被害本人及び保護者に伝える。さらに、本人および保護者の希望について確認する。
- ・ 今後どのような指導をするのか。  
指導にあたっては、その内容ばかりでなく、指導にあたる人物や人数など、最も効果があるかどうかとも検討する。
  - ・ どのような再発防止策をとるのか。  
教室での座席の位置、班編制、部活動での組合せや、加害生徒の別室登校や出席停止も含めた、具体的な内容について。

- ・ 謝罪の場を設けるのか。

謝罪の場の設定については、双方が希望した場合に設定する。その際、日時や場所については学校で調整を図る。

- ③ 加害生徒の保護者への連絡は以下の点を踏まえて行う。
- ・ いじめがなかったと断定できなかつたので将来に向けて指導を行った旨を伝える。
  - ・ 非難されるべきいじめをしたという視点で話をするのではなく、被害生徒の気持ちを理解してもらうための指導をした旨を伝える。
  - ・ 必要な場合は、対応の改善の機会を逸し、将来生徒およびその保護者が損害賠償を負うことになりかねない旨の話も伝える。
  - ・ 学校(仙台市)の方針が受け入れられなくても連絡は行う。

(11)いじめ発覚後の見守り体制の強化として以下の体制をとる。

- ・ 1週間後、1ヶ月後、2ヶ月後などと時期をふまえた対応と、対応に当たる職員を決めて以下の①～⑤の対応を図る。
- ① 本人と絶えず話をしたり観察をしたりすることで情報・サインを得る。
  - ② 保護者と定期的に連絡を取ることで情報・サインを得る。
  - ③ 他の生徒との何気ない会話から情報・サインを得る。
  - ④ 他の事案の対応の折に情報を得る。
  - ⑤ 職員が絶えず見守る。特に休み時間や掃除の時間、給食などの当番活動の時には注意を払う。

※ 本人が「いじめがないから大丈夫です」などと言っても容易に見守り体制を止めずに長期的スパンで見守りを続ける。

#### いじめの対応にあたってのポイント

- いじめの事実は全職員が情報を共有する。特に、いじめ担当教諭は、情報収集に努め、常に生徒の関係性を整理しておく。
- 双方の保護者に報告をする。
- 被害生徒の気持ちを理解させる指導を行う。
- 必ず経過観察を行う。
- 生徒は本音をすぐに語らないこともあることを念頭に置いて対応にあたる。特に「大丈夫」は要注意。

#### (ウ) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされ

ている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### 1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット及びSNS等を通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。本校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を具体的な見守りのプランに基づき注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

#### 2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。学校いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、本校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

### (4) 家庭や地域との連携

#### (ア) 家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者や地域、家庭との連携が必要である。保護者は児童生徒の教育について第一義的責任を負うものであり、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該生徒をいじめから保護する責務を有している。このようなことから、いじめを許さないなどの規範意識を養うための指導を適切に行い、いじめから生徒を守っていくためには、家庭との連携の強化が重要である。

(具体的な取り組み)

本校では、いじめの対応について家庭との連携に関して以下の取り組みを行う。

- 1 いじめ防止基本方針をホームページ上に掲載し、いつでも保護者が閲覧できるようになっていることを周知する。
- 2 いじめの防止について、生徒の活動や学校の取り組みを機会あるごとに、ホームページのブログや学校だよりで保護者にお知らせする。

特に、協働型学校評価の重点目標の1つを「相手を尊重し、よりよい人間関係を築く生徒」とし、いじめの防止に向けた取り組みを家庭・地域・学校の三者で取り組んでいくことを周知する。

- 3 新入生保護者説明会の席上で、本校のいじめの現状やいじめ防止への取り組みについてお知らせするとともに、いじめ防止基本方針がホームページ上に掲載されていることをお知らせし、閲覧していただくよう話す。
- 4 P T A本部役員会では、保護者としていじめの防止にどのように関わられるかを話し合ってください。
- 5 P T A学年委員会で、保護者としていじめの防止にどのように関わられるかを話し合ってください。
- 6 4・5を持ち寄り、P T A運営委員会において保護者としていじめの防止にどのように関わられるかを話し合ってください、それを加茂中学校区三校連絡会の席上で、加茂中P T Aの意見として意見交換を行い、加茂中学校区三校のP T A役員と同じ歩調でいじめの防止に取り組んでいけるよう話し合いを深めていただく。
- 7 「Welcome Day」の開催について  
P 1 1 II いじめ防止のための対策の内容  
2 いじめの防止等に関する取り組み  
(1) いじめの防止  
(具体的な取り組み) 5 (5) 参照

### (イ) 地域との連携

生徒が日頃から、より多くの大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、学校や地域の状況を踏まえながら、生徒に対して地域の取り組みなどへの参加を促すことも有効である。

#### (具体的な取り組み)

本校では、いじめの対応について地域の方々に理解や協力をしていただくために以下の取り組みを行う。

- 1 管理職や地域連携担当職員が絶えず地域の方と連携を図り、いわゆる顔の見える関係づくりに努めることで、いじめ防止のみに限ら

ず多くの面で、学校への理解と協力が得られるよう努める。

2 いじめ防止基本方針をホームページ上に掲載し、いつでも地域の方が閲覧できるようになっていることを周知する。

3 いじめの防止について、生徒の活動や学校の取り組みを機会あるごとに、ホームページのブログや学校だよりで地域の方にお知らせする。

4 学区内各種会議の席上で、本校のいじめの現状やいじめ防止への取り組みについてお知らせするとともに、いじめ防止基本方針がホームページ上に掲載されていることをお知らせし、本校の取り組みについて閲覧していただくよう話す。

5 学区内各種会議でのいじめに対する取り組みについて話をし、改善点や関わりなどについて検討していただく。

(1) 学校評議員会・拡大学校関係者評価委員会の席上で、本校のいじめに対する取り組みについて、本校のいじめの実情といじめ防止への取り組みを話し、改善点などを話していただき、いじめ防止策の参考とするとともに、地域としていじめの防止等とどう関わられるかについて検討していただく。

また、協働型学校評価の重点目標の1つを「相手を尊重し、よりよい人間関係を築く生徒」とし、いじめの防止に向けた取り組みを家庭・地域・学校の三者で取り組んでいくことを確認する。

(2) 加茂中学校区青少年健全育成推進協議会の席上で本校のいじめに対する取り組みについて、本校のいじめの実情といじめ防止への取り組みを話し、改善点などを話していただき、いじめ防止策の参考とするとともに、地域としていじめ防止等とどう関わられるかについて検討していただく。

また、協働型学校評価の重点目標の1つを「相手を尊重し、よりよい人間関係を築く生徒」とし、いじめの防止に向けた取り組みを家庭・地域・学校の三者で取り組んでいることを周知する。

6 具体的な取り組みについては

P 1 1 II いじめ防止のための対策の内容

2 いじめの防止等に関する取り組み

(1) いじめの防止

(具体的な取り組み)

5 保護者や地域の方々への周知に関する取り組み (3)～(5) 参照

## (5) 関係機関や他の学校との連携

学校も含めた生徒の日常生活において、いじめをなくし健全育成を図っていくためには、生徒の関わる学校に係る組織や団体等との幅広い連携・協力を進めていくことが不可欠である。

また、いじめの事案解決に当たっては、学校による対応の範囲を超える

場合もあり、状況に応じて、行政機関や専門機関との速やかな連携が図れるような関係づくりに取り組むことも重要である。

特に、多くの生徒が放課後に利用している児童センターにおけるいじめを防止し、又はこれに適切かつ迅速に対処するために必要があるときは、本校に在籍する生徒又は当該児童センターを利用する生徒に係るいじめの防止等に関し、相互に必要な情報の提供を行うものとする。

このほか、生徒の入学、卒業、転出入に際しても、これまで在籍した学校（市立学校以外の学校や幼稚園・保育所を含む。）と、入学・転入先の学校間において、円滑な引継ぎが行われるよう特に留意する必要がある。

(具体的な取り組み)

本校では、いじめの対応について関係機関と以下の通り連携を図る。

#### 1 関係機関との連携について

本校では、加茂中学校区青少年健全育成推進協議会の場を中心に、可能な限り、宮城県泉警察署・加茂市民センター・加茂児童センター・虹の丘児童センターとの連携を深め、積極的に情報交換を行うものとする。

また、学区内関係機関より生徒のボランティアを要請された際には、生徒の積極的な参加を促していくものとする。

#### 2 学区内小学校との連携

(1) 中学校教員が小学校に出向き出前授業を実施することで小学校におけるクラスの雰囲気等を確認しておく。

(2) 中学校入学後に、小学校時代の担任教員を中学校に招き、授業等の様子を参観していただくことで中学校入学後の生徒の変化について観察をしていただく。

(3) 小学校と中学校の教員が年に二回、小中連絡会を開催し情報交換をすることで、中学校入学前の様子、中学校入学後の様子について小学校と中学校の教員が共に生徒の様子を理解しておくよう努める。

(4) このほかの小学校との連携については

P 1 1 II いじめ防止のための対策の内容

2 いじめの防止等に関する取り組み

(1) いじめの防止

(具体的な取り組み)

4 小学校や関係機関との連携に関する取り組み (3)～(5) 参照

#### 3 進路先への対応

卒業する生徒で、在校中にいじめ等で被害にあった生徒に関しては、当該生徒に確認をし、適切かつ正確な情報を進路先に提供し、

進路先で円滑な生活が送れるよう配慮する。その際、文書等だけでなく、可能であれば進路先担当と直接会って情報提供を行う。

### Ⅲ 重大事態への対処

#### 1 重大事態の意味

法第28条第1項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。本校は、当該重大事態に係るいじめを受けた生徒の生命、心身又は財産の保護を最も優先して対処するものとする。

併せて、重大事態への対処及びその公表に当たっては、当該重大事態に係るいじめを受けた生徒及びその保護者の意向に配慮しなければならないことにも留意し、市対処方針等を踏まえ、市教育委員会と連携の上、丁寧に対応するものとする。

第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自死を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 など

第2号の「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は市立学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめ重大事態ではないと断言できないことに留意する。

## 2 重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合（疑いを含む。以下同じ。）には、条例第27条に基づき別に定める「仙台市立加茂中学校いじめ重大事態対処方針」に基づき、直ちに、市教育委員会に報告する。

重大事態の調査は、法第28条によれば、学校の設置者が主体となってしまう場合と学校が主体となってしまう場合が考えられ、国基本方針において、「学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する」と示されていることを踏まえ、仙台市においては、対象事案に応じた調査組織の区分を市基本方針で定めている。

従って、市教育委員会の判断により、本校が主体となってしまう場合は、「学校いじめ対策委員会」を母体として、学校評議員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置し、市基本方針等を踏まえ、適切に調査を行うものとする。また、市教育委員会が主体となってしまう場合には、その調査に協力するものとする。

## 3 調査結果の提供及び報告

本校は、「学校いじめ調査委員会」の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係（いじめがいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）や再発防止策について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。ただし、確たる根拠なく個人情報保護を理由に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供することをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、本校が調査を行う場合においては、市教育委員会に、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導や助言を得る。調査結果については、市教育委員会に報告する。

## IV その他の重要事項

### 1 学校いじめ防止基本方針の周知

策定又は変更した学校いじめ防止基本方針については、条例第11条第3項に基づき、本校に所属する全ての教職員に周知するとともに、本校に在籍する生徒、その保護者、地域住民その他の関係者に周知を図るものとする。

周知に当たっては、本校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような

措置を講ずるとともに、生徒やその保護者に対しては、策定又は変更時のほか、入学時や年度初め等の機会を捉えて、定期的に周知するものとする。

## 2 不断の見直し

学校いじめ防止基本方針は、いじめの防止や早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容について、年間の推進計画も盛り込みながら策定するものであり、より実効性の高い取り組みの実施に向け、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ防止等対策委員会を中心に点検し、必要な見直しが随時図られるようなPDCAサイクルを機能させながら、不断の見直しを行うものとする。